

## 令和4年度 事業計画書

公益社団法人こども環境学会

自 令和4年4月1日 至 5年3月31日

学問の領域を超えて、こどもを取り巻く環境＝「こどもの環境」の問題に関心や関わりのある研究者や実践者が集い、共に研究し、提言をし、実践してゆくなかで、こどもの成育に寄与する環境科学を確立し、こどものためのよりよい環境を実現することを目的とする。

### 公益事業

#### ① (公1) 教育・啓発事業

A 大会の開催 6月30日(木)から7月3日(日)までの4日間  
東京都 日本女子大学目白キャンパスを中心に開催 (オンライン参加も可能。)  
テーマ「クライシスとこどもの環境」

エクスカージョン: 未定

こどもたちが参加できる企画 : 日本女子大学西生田キャンパス(川崎市)の広大な森(水田記念公園)で開催予定。

講演会: 基調講演、シンポジウム: テーマ:「クライシスとこどもの環境」

分科会: 複数の会合を開催予定

ポスターセッションはオンラインで開催予定。

#### B セミナー、シンポジウムの開催

こども環境に関わる教育、啓発のためにセミナー、シンポジウム等を行う。オンラインでの参加も可能とする。新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という)の感染拡大の状況下における、こどもたちへの影響に関する研究、調査活動や災害等復興支援活動等に関する講演会、セミナーを開催する。

プレ大会 : 2022年11月 次回大会開催地

こども環境学セミナー : (テーマ: 未定) コロナ禍の状況を考慮しつつオンライン形式でも開催する。

セミナーやシンポジウムの開催 : こども環境に関するセミナー、シンポジウムを随時開催する。

#### C 広報活動

本会の活動に関する学会誌の発行を年3回行う。発行部数1回につき約1,200部 会員に配布及び一般の希望者に頒布する。大会、セミナー、震災シンポジウム等の広報活動を行う。

ウェブサイト(フェイスブックス等のSNSでも情報の発信を行う)の管理、ウェブマガジン(こども環境楽)の発行を行う。

コロナの感染拡大防止策やコロナ禍における、こどもたちへの影響に関する研究・調査活動、災害の被災地域等における復興支援活動につき、引き続き活動内容を(フェイスブックス等のSNSも活用し)積極的に発信し、新聞、雑誌等へのマスコミにも記事を掲載依頼する。

#### D 災害等復興支援活動

東日本大震災、その他の災害被災地において、こどもの視点に立った復興プランの提案、策定やこれらに対するこども参画の仕組みづくり、遊びの環境等こどもの成育環境の整備推進などの復興支援活動を行う。

#### E パンフレット、書籍出版活動

コロナ対策、感染拡大防止などのテーマについて、会員、一般向けに配布する発行物の掲載記事の執筆と作成、記事監修、編集、発行を行う。

#### F こども第一(ファースト)運動

「こども第一、こどもの視点に立った各種街づくりや環境整備プランの提案や政策策定などの活動を行う。同運動に関するセミナー、シンポジウムの開催、ウェブサイトの開設、関連するチラシ、リーフレットを編集、作成し啓発に努める。

財源 行政組織からの委託(事業費)収入、会員の会費、会員や一般市民からの寄付金、参加費をあてる。

## ②（公2）研究・評価事業

こども環境に関する研究活動、評価を行う。研究は各研究会もしくは個人ごとに行う。

研究会は次の通り。

こども環境研究会北海道、北陸こども環境研究会、東海こども環境研究会、こども環境研究会関西、

こども環境研究会関東

発達障害と生活環境を考える会、情育環境研究会、困難をかかえる子どもへの支援研究会、あそびをせんとや生まれけむ研究会、スポーツ・あそびの集中力を高めるための装置—デバイディングカーテン—の効果に関する研究」研究会、佐久市における「子どもにとってよりよい環境」を形成するための研究会

その他 別のテーマを設け、また同一テーマであっても地域別に研究会を組織することがある。

・災害等の被災地、コロナ禍における、こどもの遊び場、学校、地域社会の安全、環境等についての研究、評価活動を行う。

・出版物の発行のため、研究等の成果のとりまとめを行う。

セミナー、シンポジウムの開催を通じて成果等の発表を行う。

## ③（公3）資格認定、顕彰事業

A こども環境アドバイザー資格の認定を行う。

こども環境の知識、経験、ノウハウ等を持つ者に対して本会独自の資格を設け、認定する。

資格認定参加者は会員 20 名～30 名程度の予定。

資格認定は令和 5 年(2023 年)3 月に開催予定。資格認定委員会を設け、講習会、検定の実施、選考及び認定者に対する認定証の発行を行う。

B こども環境学会賞の公募

こども環境の発展に寄与する優れた (1) 論文・著作、(2) デザイン、(3) 活動及び(4)地方自治体の施策に対して専門家による選考委員会の審査を経て顕彰を行う。顕彰予定 各部門 3 名程度。

令和 5 年 3 月に審査のうえ、発表する。

賞の名称は 次の通りとし、各賞には必要に応じて、奨励賞を設ける。(1)こども環境 論文・著作賞

(2) こども環境 デザイン賞 (3) こども環境 活動賞 (4)こども環境 自治体施策賞

こども環境 自治体施策賞(必要に応じて奨励賞)は「こども環境に寄与する行政施策であって、近年に完成、完了した施策、若しくは継続中の施策で、その成果が認められるもの、又は近年に着手された施策で、顕著な成果が生じ始めていると認められるもの。」について表彰する。

以上